

医療法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する
政令案について（概要）

1. 趣旨

- 医療法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 87 号。以下「改正法」という。）第 29 条の規定により社会保険診療報酬支払基金法（昭和 23 年法律第 129 号）が改正され、社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）を医療 D X の運営に係る母体として、名称、法人の目的、組織体制等の見直しを行うこととされた。
- これに伴い、国家公務員の支払基金への出向に関する取扱いの変更等関係政令について所要の規定の整備を行うとともに、所要の経過措置を設ける。

2. 政令の概要

（1）関係政令の整備

① 名称の変更に伴う用語の整理

改正法第 29 条の規定により、支払基金の法人名称が「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」に改められることに伴い、支払基金の名称等を引用している各政令について、下記のとおり用語の整理を行う。

改正前	改正後
社会保険診療報酬支払基金	医療情報基盤・診療報酬審査支払機構
社会保険診療報酬支払基金法 ※法律名	医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法
支払基金 ※支払基金に関するものに限る。 ※「支払基金」という用語が含まれている単語も含む。	基盤機構
基金 ※支払基金に関するものに限る。 ※「基金」という用語が含まれている単語も含む。	機構

② 支払基金の業務規定の移動に伴う手当

改正法第 5 条及び第 29 条の規定により、支払基金の業務規定である地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第 64 号。以下「総合確保法」という。）第 5 章が削除され、医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法（昭和 23 年法律第 129 号。以下「機構法」という。）第 18 条に移管されることに伴い、総合確保法第 5 章の規定を引用している各政令について、機構法を引用することとする改正を行う。

③ 国家公務員の支払基金への出向に関する取扱いの変更

支払基金を医療 D X の運営に係る母体として改組することに伴い、国家公務員が改組後の医療情報基盤・診療報酬審査支払機構（以下「機構」という。）に役員として退職出向する場合が想定される。

そのような場合に、機構に役員として退職出向する職員が、退職手当及び長期給付について不利益な取扱いを受けないよう、国家公務員共済組合法施行令（昭和 33 年政令第 207 号）第 43 条第 2 項各号及び国家公務員退職手当法施行令（昭和 28 年政令第 215 号）第 9 条の 2 第 2 項各号に掲げる法人に、機構を追加する。

④ 条項の移動に伴う手当

改正法により条項が新設され、既存の条項が移動されていることに伴い、既存の条項を引用している各政令について所要の手当を行う。

⑤ 規定の適正化

介護保険法施行令（平成 10 年政令第 412 号）及び沖縄の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和 47 年政令第 108 号）について、過去の改正により不要となっている規定を削除する等、規定の適正化を行う。

（２）経過措置

① 債権の取扱いに関する経過措置

上記（１）①の改正により「基金流行初期医療確保措置債券」等の債権の名称を変更することに伴い、施行日以降のこれらの債権の取扱いを明確化するため、これらの債権を改正後の「基盤機構流行初期医療確保措置債券」等とみなす旨の経過措置を設ける。

② 予算等の認可に関する経過措置

改正法第 5 条及び第 29 条の規定により、総合確保法第 5 章の規定が機構法に移管されることに伴い、改正前の総合確保法第 27 条の規定により認可を受けている予算等について施行日以降に変更が生じた場合の取扱いを明確化するため、同条の規定による認可を、改正後の機構法第 33 条の規定によりされた認可等とみなす旨の経過措置を設ける。

3. 施行期日等

○公 布 日：令和 8 年 8 月下旬（予定）

○施行期日：改正法附則第 1 条第 5 号に掲げる規定の施行の日（令和 8 年 10 月 1 日）